

「経済財政運営と改革の基本方針2022」等について

第148回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」について・・・ 2
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」について・・・ 7
- 「規制改革実施計画」について・・・ 11



「経済財政運営と改革の基本方針2022」について

経済財政諮問会議について

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
(内閣府設置法(平成11年法律第89号)より)

【議員名簿】

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議員	松野 博一	内閣官房長官
同	山際 大志郎	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
同	金子 恭之	総務大臣
同	鈴木 俊一	財務大臣
同	萩生田 光一	経済産業大臣
同	黒田 東彦	日本銀行総裁
同	十倉 雅和	住友化学株式会社 代表取締役会長
同	中空 麻奈	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部副会長
同	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
同	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授



令和4年6月7日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2022」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）①

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

（人的資本投資）

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

（略）

（多様な働き方の推進）

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント¹と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

¹ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）②

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会問題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（女性活躍）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」⁴⁹に基づき、「新しい資本主義」の中核に位置付けられた「女性の経済的自立」を実現するため、男女間の賃金格差の解消に向けて大企業に男女間の賃金格差の開示を義務付けるとともに、「女性デジタル人材育成プラン」⁵⁰を着実に実行する。また、同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善する。女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等の検討⁵¹を進める。テレワーク等の多様な働き方を後退させず、コロナ前の働き方に戻さないことに加え、男性の育児休業取得促進や長時間労働の是正等働き方改革の着実な実施、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備等男性の家庭・地域における活躍を進めるとともに、登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における女性の参画拡大や、ベビーシッター・家政士等の活用推進に取り組む。また、女性の健康に関する支援、困難な問題を抱える女性に対する支援、フェムテックの更なる推進、アダルトビデオ出演被害対策、性犯罪・性暴力対策、DV対策等女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた取組を進める。

（略）

⁴⁹ 令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。

⁵⁰ 令和4年4月26日男女共同参画会議決定。

⁵¹ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022 参照。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）③

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護費の適正化を進めるとともに、医療・介護分野でのD X¹⁴⁰を含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表にのっとりP H Rの推進等改革を着実に実行する。（略）

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

（略）

建設キャリアアップシステムや施工時期の平準化による処遇改善等や、全ての建設工事について安全管理の徹底を図ること等により建設産業の担い手の育成・確保を図る。

（略）

¹⁴⁰ データヘルス、オンライン診療、A I・ロボット・I C Tの活用など、医療・介護分野におけるデジタルトランスフォーメーションをいう。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・ フォローアップ」について

新しい資本主義実現会議について

【趣旨】

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義会議を開催する。

（「新しい資本主義実現会議の開催について」（令和3年10月15日新しい資本主義実現本部決定）より）

【構成員名簿】

（議長）

岸田 文雄 内閣総理大臣

（副議長）

山際 大志郎 新しい資本主義担当大臣
松野 博一 内閣官房長官

（構成員）

財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
及び内閣総理大臣が指名する有識者

（有識者）

翁 百合
川邊 健太郎
櫻田 謙悟
澤田 拓子
渋澤 健
諏訪 貴子
十倉 雅和
富山 和彦
平野 未来
松尾 豊
三村 明夫
村上 由美子
米良 はるか
柳川 範之
芳野 友子

株式会社日本総合研究所理事長
Zホールディングス株式会社代表取締役社長
経済同友会代表幹事
塩野義製薬株式会社取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長
シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役
ダイヤ精機株式会社代表取締役社長
日本経済団体連合会会長
株式会社経営共創基盤グループ会長
株式会社シナモン代表取締役社長CEO
東京大学大学院工学系研究科教授
日本商工会議所会頭
MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー
READYFOR 株式会社代表取締役CEO
東京大学大学院経済学研究科教授
日本労働組合総連合会会長

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（2）スキルアップを通じた労働移動の円滑化

④副業・兼業の拡大

従業員1,000人以上の大企業では、特に副業・兼業の解禁が遅れている。副業を通じた起業は失敗する確率が低くなる、副業をすると失業の確率が低くなる、副業を受け入れた企業からは人材不足を解消できた、といった肯定的な声が多い。成長分野・産業への円滑な労働移動を進めるため、さらに副業・兼業を押し進める。

このため、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を支援する観点から、企業に副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、情報開示を行うことを企業に推奨する。
（略）

（6）人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革を進め、新しい資本主義が目指す成長と分配の好循環を生み出すためには、人的資本をはじめとする非財務情報が見える化し、株主との意思疎通を強化していくことが必要である。

米国市場の企業価値評価においては、無形資産（人的資本や知的財産資本の量や質、ビジネスモデル、将来の競争力に対する期待等）に対する評価が大宗を占める。これに対し、日本市場では、依然として有形資産に対する評価の比率が高く、企業から株式市場に対して、人的資本など非財務情報が見える化する意義が大きい。本年内に、金融商品取引法上の有価証券報告書において、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標や目標の記載を求める等、非財務情報の開示強化を進める。

他方で、日本の上場企業のCFOに対するアンケート調査によると、サステナビリティ情報開示に向けた課題として、「モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定」、「企業価値向上との関連付け」、「必要な非財務情報の収集プロセスやシステムの整備」と回答した企業が多い。

このため、企業側が、モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定、企業価値向上との関連付け等について具体的にどのように開示を進めていったらよいか、参考となる人的資本可視化指針を本年夏に公表する。

また、今後、資本市場のみならず、労働市場に対しても、人的資本に関する企業の取組について見える化を促進することを検討する。
人的資本以外の非財務情報についてもその開示は重要であるので、価値協創ガイダンス等の活用を企業に推奨していく。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

（フォローアップ）

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（4）子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援

（予防・重症化予防・健康づくりの推進）

・女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するため、多くの女性が直面する月経の悩みや妊娠・出産に関する疑問、更年期障害など様々な体調不良に対する情報を積極的に発信するとともに、女性の健康に関する問題解決を支援するための技術開発・実用化を含む研究開発を支援する。また、フェムテックの製品・サービスの利活用を促す取組を引き続き支援する。

（6）人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

新しい資本主義実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

（2）DXへの投資

（医療のDX）

・マイナポータル等を通じた個人の健診・検診情報の提供として、「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、学校健診及び40歳未満の事業主健診情報の提供を2023年度までに進める。

・質の高いPHRサービスの創出のため、データの標準化やポータビリティ・セキュリティの確保に向けたガイドラインの策定等を行う事業者団体の2023年度早期での設立を支援する。

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議について

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1) の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令（平成12年政令第245号（令和元年10月24日最終改正））より）

【委員名簿】

（議長）

夏野 剛 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長

（議長代理）

大槻 奈那	マネックス証券株式会社専門役員、名古屋商科大学大学院教授
岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
杉本 純子	日本大学法学部教授
武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士（パートナー）
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
本城 慎之介	学校法人軽井沢風越学園理事長
御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

※令和元年10月31日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、これに対する答申として「規制改革推進に関する答申～コロナ後に向けた成長の「起動」～」を決定。これを踏まえ、令和4年6月7日に政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）①

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

（8）申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	<p>a ~ d (略)</p> <p>e 各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。</p> <p>f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、取組方針を明らかにした上で、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。</p> <p>①オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等</p> <p>②オンライン納付に対応していても、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等</p> <p>g デジタル庁及び各府省は、国の行政の手続における手数料等のキャッシュレス納付（オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付）が幅広く可能となるよう、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。（略）</p>	<p>a ~ d (略)</p> <p>e,f: 令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、gにおける検討も踏まえ、可能なものから速やかに措置</p> <p>g: (前段) 令和4年度以降順次措置、(後段) (略)</p>	<p>a ~ d (略)</p> <p>e,f,g (前段): 全府省</p> <p>g (後段): デジタル庁</p>

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）②

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

（8）申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	<p>a 各府省は、<u>オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の93事業（年間手続件数が10万件以上の行政手続：245種類を含む）について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。</u></p> <p><取組対象> (略)</p> <p>・<u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく労働基準監督署への報告（厚生労働省）</u></p> <p>・<u>労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係（厚生労働省）</u></p> <p>b ~ i (略)</p>	<p>a：引き続き措置 b ~ i (略)</p>	<p>a：(略) 厚生労働省 (略) b ~ i (略)</p>

（参考）年間10万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされている（「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」）。

<年間手続件数が10万件以上の行政手続（労働安全衛生法関係）>

①労働者死傷病報告（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.731%、令和2年1.105%、令和3年2.239%）

②一般定期健康診断報告書（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.256%、令和2年0.820%、令和3年5.684%）

（取組）「全国安全週間（7月）」、「職場の健康診断実施強化月間（9月）」等を活用した、リーフレット等を用いた事業者への周知や厚生労働省HPによる周知。
申請手続きにおける電子署名の廃止（令和3年10月実施）

③労働安全衛生法に基づく免許の受験手続き（目標：令和7年度末までにオンライン利用率25%、現状は0%(オンライン申請システム未整備のため)）

（取組）令和5年度を目処にオンライン申請システムの開発を進め、令和6年度以降にシステム稼働を目指す。（※(公財)安全衛生技術試験協会にて対応。）

（厚生労働省HP：取組計画の掲載先）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html>

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）③

（安全衛生分科会に関する部分抜粋）

II 実施事項

5 個別分野の取組

<グリーン分野>

(9)電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
54	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し	厚生労働省は、バイオマスボイラーについて、ボイラー設置場所以外で遠隔監視する場合、遠隔監視室を設置する場合の基準を示す一方、遠隔監視室以外の場所においての監視装置による監視の基準を示していないところ、監視装置の監視の基準について専門家による技術的検討を行い、通達の改正を行う。	措置済み	厚生労働省